

【 テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育 】

(学科・実技) のご案内

一般社団法人 喜多方労働基準協会

貨物自動車に荷役装置として設置されているテールゲートリフター(パワーゲート)を使用して荷を積み降ろす作業において、労働者がテールゲートリフターの機能や危険性を十分に認識していないことにより、テールゲートリフターからの墜落・転倒・荷の崩壊等による労働災害が発生していることから、荷を積み降ろす作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、令和6年2月1日から労働安全衛生法第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別教育が必要な業務となりました。(法第59条第3項、規則第36条第5号の4の業務、特別教育規定第7条の4)

当協会では、標題の講習会を下記要項により開催致しますので、貴事業場の該当者に周知され是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和6年7月26日(金) 9:00～17:00
 ※8時50分までご来場ください。
 ※終了時間は多少超過する場合があります。ご了承ください。
2. 会 場 (学科) 喜多方プラザ文化センター 第3会議室 (住所: 喜多方市字押切2丁目1)
 (実技) 特設会場 (喜多方プラザ敷地内)
3. 受講料等 会 員 11,990円 (受講料 11,000円 + テキスト代 990円) 10%消費税込
 非会員 14,190円 (受講料 13,200円 + テキスト代 990円) 10%消費税込

4. 教習科目および時間

	科 目	時 間
学科	テールゲートリフターに関する知識	1時間30分
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間
	関係法令	30分
実技	テールゲートリフターの操作方法	2時間
	(合計)	(6時間)

5. 修了証 所定の時間を受講された方に原則、受講修了後に交付いたします。
6. 申込締切 7月16日(火)
7. 定 員 20名 (定員に達すれば期日前でも締切りますので、先ずはお電話でご予約下さい)
8. 申込方法 上記締切日までに「申込書」と「受講料」を下記①②③のいずれかの方法でお手続き下さい。
 ① 当協会へ持参 ② 現金書留にて郵送(申込書同封) ③ 口座振込(申込書郵送)
9. 申込先等 [申込先] **(一社)喜多方労働基準協会** 〒9660-896 喜多方市字諏訪88-2
 電話 0241-22-4146 FAX 0241-22-4143
 [振込先] 【 東邦銀行 喜多方支店 普通預金 1350484 】
 口座名義: 一般社団法人 喜多方労働基準協会 (振込手数料はご負担願います)

10. その他
 - ・ 遅刻・早退・途中退席は、法定講習時間不足のため終了証の交付はできませんのでご注意ください。
 - ・ キャンセルによる返金・・・7月22日(月)までのご連絡については、返金いたします。
 - ・ 受付時には「受講票」および本人確認のための「運転免許証等」の提示をお願いします。
 - ・ 受付後、修了証用の写真撮影をいたしますので、余裕をもってお越しください。

テールゲートリフターの操作の
業務に係る特別教育

受講申込書

のりづけ

写真

2.5cm×3.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男・女	修了証番号	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生		交付年月日	※ 令和 年 月 日
現住所	〒			
勤務先事業場	所在地	〒		
	名称	電話 () - FAX () -		
令和 年 月 日				
上記講習会を受講したく、受講料 <input type="checkbox"/> 11,990円 (テキスト代 990円含) <input type="checkbox"/> 14,190円 (テキスト代 990円含) を添えて 申込いたします。				
受講者氏名 _____				
電話番号 () - _____				
一般社団法人 喜多方労働基準協会 殿				

◎ ※印の欄は記入しないでください。

◎ 氏名・生年月日・住所等は誤りのないよう、正確に記入してください。

[個人情報について]

ご記入いただいた個人情報は、本講習会の的確な実施のためにのみ使用いたします。

本人確認

※